

平成30年度

琵琶湖を美しくする運動実践本部

総会議案書



平成30年5月23日(水)

午後2時30分

大津市役所 新館7階 大会議室

大津市民憲章

わたくしたち大津市民は

- 一 郷土を愛し琵琶湖の美しさをいかしましょう。
- 一 豊かな文化財をまもりましょう。
- 一 時代にふさわしい風習をそだてましょう。
- 一 健康で明るい生活につとめましょう。
- 一 あたたかい気持ちで旅の人をむかえましょう。

＜琵琶湖を美しくする運動実践本部＞の設立趣旨

大津市民にとって琵琶湖から受ける恩恵は、何物にもかえがたいものがあります。この琵琶湖も近年、水質が汚濁し、景観が損なわれるなど、この保全が強く要求されております。これらを含め、生活環境の浄化、整備は自治体のみではとうてい完遂できず、市民一人ひとりのささやかな心遣いによってはじめて期待できるものであり、自分たちの生活環境は、自分たちの手により守らなければなりません。

大津市民が愛着を持っている琵琶湖の美しさを、自分たちの手で取りもどし、後世に末ながく保持するため、＜琵琶湖を美しくする運動実践本部＞を結成したものであります。

総 会 日 程

平成30年5月23日(水)

午後2時30分

大津市役所 新館7階 大会議室

1 開 会

2 大津市民憲章斉唱

3 本部長あいさつ

4 大津市長祝辞

5 議 事

(1) 議案第1号 平成29年度事業結果報告

(2) 議案第2号 平成29年度決算報告及び監査結果報告

(3) 議案第3号 平成30年度事業計画

(4) 議案第4号 平成30年度予算

(5) 議案第5号 平成30年度 役員選任

6 閉 会

平成29年度事業結果報告書

| 実施日 | 事業名 | 開催場所 | 内容 |
|---------------------|-----------------------------|---|---|
| 4月14日(金) | 会計監査 | 大津市役所 別館1階 311会議室 | 平成28年度会計監査 |
| 4月25日(火) | 役員会 | 大津市役所 新館7階 特別会議室 | 議題 ・平成29年度 琵琶湖市民清掃実施要綱について ・平成29年度 琵琶湖を美しくする運動実践本部 総会議案について |
| 5月23日(火) 6月1日(木) | 琵琶湖市民 清掃実施の 周知について | 大津市役所 新館7階 大会議室 | 大津市自治連合会5月理事会及び6月定例会にお いて琵琶湖市民清掃のちらしの組回覧を依頼 |
| 5月26日(金) | 役員会 | 大津市役所 新館7階 特別会議室 | 議題 ・平成29年度 役員選任について ・活動助成金交付規定の見直しについて |
| | 総会 | 大津市役所 新館7階 大会議室 | 議案 ・平成28年度事業結果報告 ・平成28年度決算報告及び監査結果報告 ・平成29年度事業計画 ・平成29年度予算 ・平成29年度役員選任 |
| 6月1日(木) | 第52回 琵琶湖市民 清掃の周知 | | 参加登録団体ほか、第52回琵琶湖市民清掃を通知 により周知 |
| 6月18日(日) | 第52回 琵琶湖市民 清掃 第1回目 | 市内/第1回目 グループ学区 (湖岸・河川・ 道路・公園等) | 清掃活動 |
| 6月25日(日) | 第52回 琵琶湖市民 清掃 第2回目 | 市内/第2回目 グループ学区 (湖岸・河川・ 道路・公園等) | 清掃活動 |
| 7月2日(日) | 第52回 琵琶湖市民 清掃 第3回目 | 市内/第3回目 グループ学区 (湖岸・河川・ 道路・公園等) | 清掃活動 |
| 10月12日(木) | 役員会 | 大津市役所 新館7階 特別会議室 | 議題 ・第52回琵琶湖市民清掃の結果について |
| 平成30年 1月17日(水) | 三役会 | 大津市役所 本館5階 互助会会議室 | 議題 ・平成30年度 琵琶湖市民清掃実施要綱(案)につ いて |
| 2月2日(金) | 役員会 | 大津市役所 新館2階 災害対策本部室 | 議題 ・平成30年度 琵琶湖市民清掃実施要綱(案)につ いて |

平成29年度 収支決算書

収入決算額 5,190,560 円

支出決算額 5,165,656 円

差引残額 24,904 円

(翌年度繰越額)

(収入)

(単位：円)

| 款 | 項 | 予算額 | 補正予算額 | 現計予算額 A | 決算額 B | 増減 (B-A) | 備考 |
|-----|--------|-----------|-------|------------|-----------|-------------|-----------------|
| 補助金 | 補助金 | 5,579,000 | | 5,579,000 | 5,158,956 | △ 420,044 | ・市補助金 |
| 繰越金 | 前年度繰越金 | 2,498 | | 2,498 | 2,498 | 0 | |
| 雑入 | 雑収入 | 29,102 | | 29,102 | 29,106 | 4 | ・団体負担金 ・預金利息 |
| 計 | | 5,610,600 | 0 | 5,610,600 | 5,190,560 | △ 420,040 | |

(支 出)

(単位：円)

| 款 | 項 | 当初予算額 | 補正予算額 | 流用額 | 現計予算額 A | 決算額 B | 増 減 (A-B) | 備 考 |
|-----|-------|-----------|-------|-----|------------|-----------|--------------|--|
| 事務費 | | 603,200 | | | 603,200 | 432,511 | 170,689 | |
| | 事務費 | 10,000 | | | 10,000 | 6,348 | 3,652 | ・業務受託書用印紙 ・プリンターインク |
| | 職員費 | 384,000 | | | 384,000 | 260,269 | 123,731 | ・会計担当事務員賃金 及び交通費 |
| | 会議費 | 13,000 | | | 13,000 | 7,400 | 5,600 | ・役員会 ・三役会 |
| | 通信運搬費 | 157,200 | | | 157,200 | 119,654 | 37,546 | ・会議通知、 事務連絡等郵送 ・NTT工事代 ・電話代 |
| | 印刷製本費 | 39,000 | | | 39,000 | 38,840 | 160 | ・ちらし ・封筒印刷代 |
| 事業費 | | 5,007,400 | | | 5,007,400 | 4,733,145 | 274,255 | [清掃費] ・清掃活動助成金 (本年度助成金の剰 余金の返還含む) ・傷害/賠償責任 保険料 ・ホリ袋、清掃用具 ・ゴミ収集運搬処理費 |
| | 清掃費 | 4,791,400 | | | 4,791,400 | 4,571,145 | 220,255 | |
| | 啓発費 | 216,000 | | | 216,000 | 162,000 | 54,000 | [啓発費] ・放送字幕テロップ料 |
| 子備費 | | 0 | | | 0 | 0 | 0 | |
| | 子備費 | 0 | | | 0 | 0 | 0 | |
| 計 | | 5,610,600 | 0 | 0 | 5,610,600 | 5,165,656 | 444,944 | |

*支出予算の款項の予算額に過不足が生じた場合は各款項相互間において経費の流用ができるものとする。

監査結果報告

琵琶湖を美しくする運動実践本部会則第7条第7項の規定により、
平成29年度の収支決算について監査しました。

諸帳簿及び証ひょう書類等について精査した結果、出納その他会計事務
の執行について、いずれも正確に処理されており、適正と認めます。

平成30年4月24日

琵琶湖を美しくする運動実践本部

会計監事 西村克巳 ●

会計監事 真下貴之 ●

平成30年度事業計画

| 実施日 | 事業名 | 開催場所 | 内容 |
|---|-----------------------------|---|---|
| 4月24日(火) | 会計監査 | 大津市役所 別館1階 311会議室 | 平成29年度会計監査 |
| 4月26日(木) | 役員会 | 大津市役所 新館7階 特別会議室 | 議題 ・平成30年度琵琶湖を美しくする運動実践本部 総会議案について |
| 5月23日(水) | 役員会 総会 | 大津市役所 新館7階 特別会議室 大津市役所 新館7階 大会議室 | 議題 ・平成30年度役員選任(案)について 議案 ・平成29年度事業結果報告 ・平成29年度決算報告及び監査結果報告 ・平成30年度事業計画 ・平成30年度予算 ・平成30年度役員選任 |
| 6月1日(金) から | 第53回 琵琶湖市民 清掃の依頼 | | チラシの自治会組回覧により、第53回琵琶湖市民 清掃の周知 |
| 6月1日(金) から | 第53回 琵琶湖市民 清掃の依頼 | | 参加登録団体ほか、第53回琵琶湖市民清掃を通知 により周知 |
| 6月17日(日) [気象警報発表時は 7月15日(日)に 振替] | 第53回 琵琶湖市民 清掃 第1回目 | 市内12学区 (琵琶湖・ 湖岸・河川・ 道路・公園等) | 清掃活動 |
| 7月1日(日) [気象警報発表時は 7月15日(日)に 振替] | 第53回 琵琶湖市民 清掃 第2回目 | 市内10学区 (琵琶湖・ 湖岸・河川・ 道路・公園等) | 清掃活動 |
| 7月8日(日) [気象警報発表時は 7月15日(日)に 振替] | 第53回 琵琶湖市民 清掃 第3回目 | 市内14学区 (琵琶湖・ 湖岸・河川・ 道路・公園等) | 清掃活動 |
| 10月(日未定) | 三役会 | 場所未定 | 議題 ・第53回琵琶湖市民清掃の結果について |
| 10月(日未定) | 役員会 | 場所未定 | 議題 ・第53回琵琶湖市民清掃の結果について |
| 平成31年 2月(日未定) | 三役会 | 場所未定 | 議案 ・平成31年度の琵琶湖市民清掃実施方法について ・平成31年度琵琶湖市民清掃実施要綱(案)に ついて |

| | | | |
|---------|-----|------|---|
| 2月(日未定) | 役員会 | 場所未定 | 議案 ・平成31年度の琵琶湖市民清掃実施方法について ・平成31年度 琵琶湖市民清掃実施要綱(案)について |
|---------|-----|------|---|

平成30年度 収支予算書

(収 入)

(単位：円)

| 款 | 項 | 予算額 A | 前年度予算額 B | 増 減 (A-B) | 備 考 |
|-----|--------|-----------|-------------|--------------|---------------|
| 補助金 | 補助金 | 5,592,000 | 5,579,000 | 13,000 | 市補助金 |
| 繰越金 | 前年度繰越金 | 24,904 | 2,498 | 22,406 | |
| 雑入 | 雑収入 | 25,106 | 29,102 | △ 3,996 | 団体負担金 預金利息 |
| 計 | | 5,642,010 | 5,610,600 | 31,410 | |

(支 出)

(単位：円)

| 款 | 項 | 当初予算額 A | 前年度予算額 B | 増 減 (A-B) | 備 考 |
|-----|-------|------------|-------------|--------------|---|
| 事務費 | | 690,800 | 603,200 | 87,600 | |
| | 事務費 | 10,000 | 10,000 | 0 | ・再生紙 ・一般事務用品 ・収入印紙代 ・OA事務用品 |
| | 職員費 | 389,000 | 384,000 | 5,000 | ・会計担当事務員賃金 及び交通費 |
| | 会議費 | 13,000 | 13,000 | 0 | ・会計監査 ・役員会 ・三役会 |
| | 通信運搬費 | 245,800 | 167,200 | 88,600 | ・会議通知等の郵便料 ・インターネット・ 電話工事等初期費用 及び通信料 |
| | 印刷製本費 | 33,000 | 39,000 | △ 6,000 | ・角2封筒 |
| 事業費 | | 4,951,210 | 5,007,400 | △ 56,190 | [清掃費] ・清掃活動助成金 ・傷害／損害保険料 ・ポリ袋、清掃用具代 ・不法投棄物等回収費 ・重機借上げ料 ・搬入場所整備費 |
| | 清掃費 | 4,735,210 | 4,791,400 | △ 56,190 | |
| | 啓発費 | 216,000 | 216,000 | 0 | [啓発] ・放送字幕テロップ 料(4回分) |
| 予備費 | | 0 | 0 | 0 | |
| | 予備費 | 0 | 0 | 0 | |
| 計 | | 5,642,010 | 5,610,600 | 31,410 | |

*予算の款項の予算額に過不足が生じた場合は各款項相互間において経費の流用ができるものとする。

平成30年度役員選任

(No.1)

敬称略

(旧年度役員氏名は、平成30年3月31日時点)

| 役職名 | 平成30年度 | | 平成29年度 | |
|--------------|--------|----|-------------------------------|---------|
| | 所属 | 氏名 | 所属 | 氏名 |
| 本部長 | | | 大津市自治連合会 | 谷 正 男 |
| 副本部長 | | | 大津市水産振興 対策協議会 | 佐 野 高 典 |
| " | | | 大津市地域女性 団体連合会 | 木 村 恭 子 |
| " | | | 一般社団法人 大津青年会議所 | 河 本 善 秀 |
| 会 計 | | | 一般社団法人 滋賀県建設業協会 大 津 支 部 | 内 田 美千男 |
| 事務局長 | | | 一般社団法人 大津青年会議所 | 春 山 政 輝 |
| 事務局次長 | | | 一般社団法人 大津青年会議所 | 潮 崎 友 典 |
| 幹 事 (若干名) | | | 大津市自治連合会 | 目 片 允 章 |
| | | | 大津市自治連合会 | 宮 崎 和 夫 |
| | | | 大津市自治連合会 | 木 村 重 次 |
| | | | 大津市自治連合会 | 高 山 久 七 |
| | | | 大津市自治連合会 | 藤 本 英 雄 |

| 役職名 | 平成30年度 | | 平成29年度 | |
|-------------|--------|--------|-------------------|-------|
| | 所属 | 氏名 | 所属 | 氏名 |
| 幹事 (若干名) | | | 大津市地域女性 団体連合会 | 後藤佳子 |
| | | | 大津市地域女性 団体連合会 | 上村照代 |
| | | | 大津市地域女性 団体連合会 | 坪井由美子 |
| | | | 大津市地域女性 団体連合会 | 田村真弓 |
| | | | レーク大津農業 協同組合 | 上野晋吾 |
| | | | 東レ株式会社 滋賀事業場 | 内山晃 |
| | | | 大津商工会議所 | 村田省三 |
| | | | 陸上自衛隊 大津駐屯地 | 福本英次 |
| | | | 大津市市民部 | 井上佳子 |
| | | 大津市環境部 | 永阪 哲 | |
| 会計監事 | | | 大津市自治連合会 | 西村克巳 |
| ” | | | 一般社団法人 大津青年会議所 | 真下貴之 |

※役員については、選出団体本職において人事異動等の理由により交代または不在となった場合、その後任者が役員の職を引き継ぐことができますものとします。

琵琶湖を美しくする運動実践本部会則

(目的)

第1条 大津市民に恵みと潤いを与えてくれる琵琶湖の美しさを保持し、健康で明るい生活の場を市民総ぐるみで確保するために「琵琶湖を美しくする運動」を実施する。

(実践本部)

第2条 本運動の趣旨を実現するため「琵琶湖を美しくする運動実践本部」(以下「実践本部」という)を設置する。

2 実践本部は、前条の趣旨に賛同する市内各種団体をもって組織する。

(総会)

第3条 実践本部の定期総会は、原則として年1回開催する。

2 定期総会は、本部長が招集する。

3 本部長は、必要と認めるときは臨時総会を招集することができる。

(総会の議決事項)

第4条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

1. 予算
2. 事業計画
3. 役員選出
4. 決算の承認
5. 会則の制定及び改廃
6. その他役員会が必要と認める事項

(総会の成立及び議決)

第5条 総会は、賛同団体代表者の出席で成立し、出席者の過半数の同意をもって議決する。

第6条 実践本部に次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 3名
- (3) 会計 1名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 事務局次長 1名
- (6) 幹事 若干名
- (7) 会計監事 2名

2 実践本部に顧問を置くことができる。

- 3 顧問は、役員会の推薦により本部長が委嘱する。
- 4 役員及び顧問の任期は、定期総会から定期総会までとし、再任を妨げない。

(役員職務)

第7条 本部長は、この運動推進の責任者として、実践本部の会務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、本部長の指名する副本部長がその職務を代理する。
- 3 会計は、実践本部の収支に関する事務を処理する。
- 4 事務局長は、本部長の命を受け、事務を処理する。
- 5 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 幹事は、会務を処理する。
- 7 会計監事は、実践本部の会計を監査する。

(部会)

第8条 実践本部は、主に啓発活動を推進するため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、本部長が指名する委員15人以内をもって組織する。
- 3 部会は、部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会の部会長及び副部会長は、委員の互選による。

(小委員会)

第9条 実践本部は、必要に応じ小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会は、本部長が指名する委員15人以内をもって組織する。
- 3 小委員会は、委員長及び副委員長を置く。
- 4 小委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選による。

(会計)

第10条 実践本部に必要な経費は、市補助金その他の収入をもってあてる。

- 2 実践本部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日をもって終わる。

(補則)

第11条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が役員会にはかって定める。

付 則

1. この会則は、昭和49年6月27日から施行する。
2. 昭和52年7月11日一部改正
3. 昭和54年5月14日一部改正
4. 平成元年5月26日一部改正

資料

平成30年度 琵琶湖市民清掃実施要綱

—琵琶湖を美しくする運動実践本部—

1 はじめに

大津市民にとって、琵琶湖から受ける恩恵は、何物にもかえがたいものがあります。この琵琶湖の美化や環境保全是、市民一人ひとりの心づかいによるところが大きいといえます。

市民が愛着をもっている琵琶湖の美しさを自分たちの手で取り戻し、未永く保持するために琵琶湖市民清掃（以下「市民清掃」といいます。）を行います。

琵琶湖を美しくする運動実践本部（以下「実践本部」といいます。）は、本年6月で設立46周年を迎えますが、その中心的な事業である市民清掃は、市民一人ひとりの自主的な参加で成り立ち、琵琶湖の環境保身に大きな成果を上げてきました。

今後もこの市民清掃を継続するため、平成28年度に、次のことを徹底するとともに実施方法を大きく見直しました。今年度も平成28年度に見直した実施方法を基本に市民清掃を実施します。多数の皆さんのご参加をお願いします。

- ・地域の美化の全てを市民清掃が担うのではなく、市民清掃の原点に立ち返り、実践本部のルール（実施要綱）に基づき、自らの責任で出来る範囲で、無理のない清掃を実施するという考え方で事業を行います。（市民清掃で対応できない部分は、河川清掃、地域清掃など別の清掃活動で対応することを検討してください。）
- ・不慣れな方の草刈機使用や、重たい溝蓋上げなどの危険な作業は避けましょう。（安全最優先）
- ・ごみの分別、袋詰めを徹底しましょう。
- ・家庭や事業場、その他の公共的場所以外のごみは持ち込まない。

2 実施日・実施の有無・時間

(1) 学区自治連合会

① 実施日等

- ・実施日：平成30年6月17日(日)、7月1日(日)、7月8日(日)

清掃活動は、学区ごとに下表のグループに分かれて指定の日に実施します。

| 6月17日(日) | 7月1日(日) | 7月8日(日) |
|--|---------------------------------|--|
| 小松、木戸、唐崎、滋賀、藤尾、長等、逢坂、中央、瀬田、瀬田北、瀬田南、瀬田東 | 小野、葛川、伊香立、真野、真野北、堅田、晴嵐、石山、南郷、大石 | 和邇、仰木、仰木の里、雄琴、坂本、日吉台、下阪本、山中比叡平、平野、膳所、富士見、田上、上田上、青山 |

- ・予備日：平成30年7月15日(日)

② 雨天時等の対応

- ・市内いずれかの区域で気象警報発表の場合
完全中止とし、7月15日(日)に実施します。

- ・気象警報発表に至らない雨天等の場合
実施または中止の判断は、実践本部が行います。

実践本部が中止を決定した場合は、完全中止とし、7月15日(日)に実施します。

※詳しくは、「実施要綱 別紙-1」(P5)をご確認ください。

実施または中止については、実践本部が当日午前5時20分頃に決定し、午前6時00分から6時5分までの間に、びわ湖放送のテレビ放送画面上に字幕で、実施の有無をお知らせするとともに、実践本部のホームページ（現在作成中）でも午前6時からお知らせします。

(2) 事業所、その他団体等（上記（1）以外の団体）

① 基本の実施日等

・ 基本実施日：平成30年7月1日(日)

上記基本実施日の前後2週間以内程度のあらかじめ実践本部と協議した日時を、各事業所、その他団体の実施日とし、雨天時等の対応についても実践本部と個別に協議して決定します。

3 実施内容

(1) 全ての団体（学区自治連合会、事業所、その他団体等）

① 清掃実施場所

市内全域（琵琶湖、湖岸、河川、道路、公園等の公共的な場所）

② 注意が必要な作業

- ア. 側溝の重い溝蓋の上げ下げ
- イ. 河川の斜面の草刈り、河川の中での作業
- ウ. 公園や道路植樹帯の高木の枝切り
- エ. 道路の中央分離帯、交通量が多い所での作業
- オ. 草刈機等の使用
- カ. その他、困難又は危険と思われる作業

上記に掲げる作業は、けがや事故の原因となることが多いので、各団体で実施計画を立てる際に、参加者に無理をしないように周知徹底しましょう。

清掃作業が困難又は危険と思われる場所には立ち入らず、後日、施設管理者に連絡し、対応を相談してください。

【施設管理者】

- 琵琶湖及び湖岸 ⇒ 滋賀県大津土木事務所 (Tel 524-2813)
- 河川及び水路 ⇒ 大津市道路・河川管理課 河川係 (Tel 528-2783)
- 大津市道 ⇒ 大津市道路・河川管理課 維持第1・2係 (Tel 528-2782)
- 公園 ⇒ 大津市公園緑地課 (Tel 528-2784)

琵琶湖を美しくする運動実践本部事務局 (Tel 526-5299)

③ 実施方法

学区自治連合会は、各学区単位で各地域の清掃を実施します。

事業所、その他団体等については、事業所、その他団体等ごとに清掃活動を実施します。

学区自治連合会と事業所、その他団体等が共同で実施してもかまいません。

4 ごみの集積（搬入）場所、集積（受入れ）時間、実績報告

(1) 学区自治連合会

① ごみを出す場所

あらかじめ学区自治連合会が大津市に申請した学区内の集積所に出してください。（これ以外の場所に出されたごみは収集されません。）

② ごみを出す時間

あらかじめ学区自治連合会が、大津市と調整した時刻までに①の集積所に出してください。（調整した時刻以降に出されたごみは収集されません。）

③ 実績報告

学区自治連合会は、学区内の次の実績を集約して、琵琶湖市民清掃連絡票（「実施要綱 別紙-2」(P6)）により、当日午後1時まで実践本部事務局に報告してください。

- ア. 学区自治連合会における参加者数

イ. 集積所ごとの種類別ごみ量

ウ. 「5 ごみの分別の仕方」の注3の「やむを得ず、長さ40cm以下、太さ5cm以下に切れず袋に入れることができない長尺物」の「草・木の枝や竹」が出された集積所及び量

エ. 「5 ごみの分別の仕方」の注4の「リサイクル家電・適正処理困難物」の発見場所及び内容

(ウ及びエは、該当がある場合のみ。)

④ 収集確認等

各集積所において、ごみ収集の立会いは不要です。ただし、上記③のウ及びエを除く、市民清掃実施日に収集されるごみが収集されていない場合、当日午後2時までに学区自治連合会で取りまとめて実践本部事務局に連絡してください。(自治会からの個別連絡でなく、学区自治連合会で集約して連絡してください。)

また、ごみ収集後の集積所の清掃は、自治連合会または自治会で対応してください。

(2) 事業所、その他団体等(上記(1)以外の団体)

ごみの集積(搬入)場所、集積(受入れ)時間、実績報告については、あらかじめ個別に実践本部と協議した内容とします。

5 ごみの分別の仕方

(1) 全ての団体(学区自治連合会、事業所、その他団体等)

市民清掃におけるごみは、下記の表のとおり分別してください。

| ご み の 分 別 | ごみの分け方 | ごみ袋 | ☆処理、搬出の仕方 |
|-----------------------|----------------------|--|--|
| | ① 草・木の枝や竹、散在性の燃やせるごみ | 指定ごみ袋又は透明のポリ袋 | ☆草・木の枝や竹も長さ40cm未満、太さ5cm未満に切ってください。 ☆草は土手や河川敷に刈り倒し、河川の流に影響のないところに置くなどし、可能な場合は地域で処理しましょう。 ☆市民清掃において収集したペットボトルは、リサイクル法に基づく分別に適さないものになるので、燃やせるごみとなります。 |
| | ② 散在性の燃やせないごみ | | ☆市民清掃において収集したかん、びんは、リサイクル法に基づく分別に適さないものになるので、燃やせないごみとなります。 ☆割れたガラスや陶器類は紙に包む等して、安全な工夫をしてください。 |
| ③ 土砂 | 土のう袋 | ☆土砂・石・泥類について、可能なものは地域の植え込みや道のくぼみなどに埋めるなど、地域で処理をしてください。 | |

(注1) 家庭及び私有地のごみ(草・木の枝や竹を含む)、集合住宅などの管理のごみ(放置自転車など)や事業所のごみなど、市民清掃実施場所以外から排出されたごみは、出すことができません。(収集もされません。)

(注2) 集積所には、上表のごみの種類ごとに分けて集積してください。(ごみの種類ごとに別々の車両で収集するためです。)

(注3) 草・木の枝や竹で、やむを得ず、長さ40cm未満、太さ5cm未満に切れず袋に入れることができない長尺物は、次の条件をすべて満たしたものに限り収集されます。

- ・市民清掃の清掃活動により刈り取った草・木の枝や竹であること。(加工木や廃材は収集されません。)
- ・収集車両(トラック)に積み込める状態にまで、広がった枝をはらう等したもの。
- ・収集車両(トラック)に積み込みやすい状態に結束してあること。

※長尺物の収集は、市民清掃翌日以降に始まり、1週間以上後になることもあります。(収集までに悪臭が発生し始めることがあるので、可能な限り「5 ごみの分別の仕方」の表

①のとおり裁断し、ごみ袋に入れ、燃やせるごみとして排出されることをお勧めします。）
※長尺物の排出が生じてしまった場合は、集積場所、東教を学区単位で実践本部事務局に報告してください。（自治会からの個別連絡でなく、学区から「琵琶湖市民清掃実績報告書」（実施要綱 別紙-2）（P6）により連絡してください）

（注4） 大津市の処理施設で処理できない次のごみは、集積所に持ち込まないでください。

■家電リサイクル品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）、

■パソコン

■その他大津市で処理されないもの（プロパンガス、自動車及びその部品、自動二輪及びその部品、タイヤ、バッテリー、消火器等）

※上記のものを市民清掃実施当日に、不法投棄物として発見した場合は、絶対に発見場所から不法投棄物を移動させず、「場所、物品名、数量等」を「別紙-3」（P7）の連絡票により、学区自治連合会単位で実践本部事務局に連絡してください。（自治会からの個別連絡でなく、学区自治連合会から実践本部への報告書により連絡してください）。

連絡についての対応は、市民清掃実施日翌日以降、1週間以上後になることもあります。

6 活動参加の呼びかけ

（1）全ての団体（学区自治連合会、事業所、その他団体等）

- ・各参加団体においては、高齢者や病弱者等の世帯に、無理な参加要請はしないようにしましょう。
- ・子どもの参加については、保護者等と一緒に参加をお願いします。

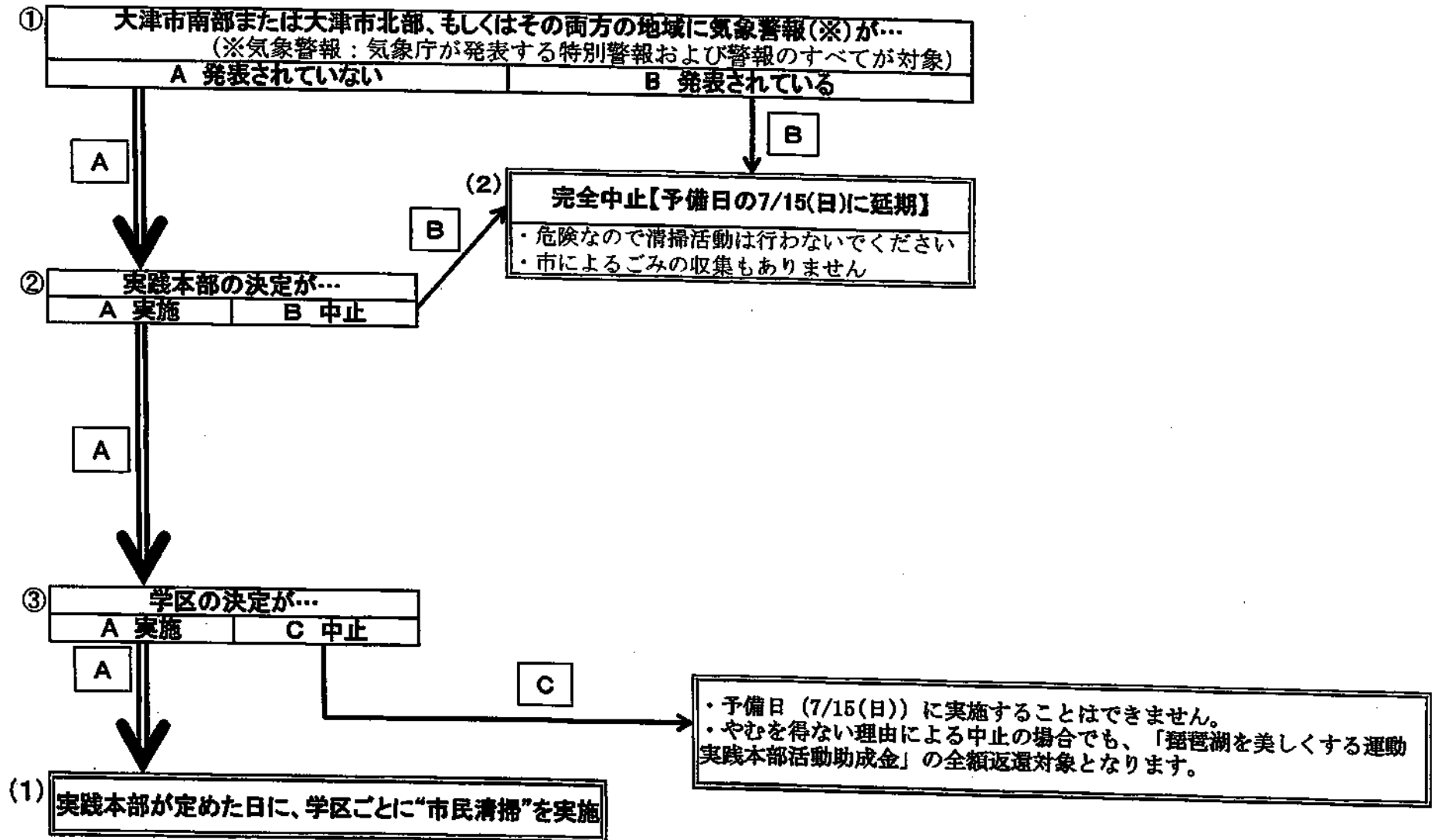
7 その他

（1）全ての団体（学区自治連合会、事業所、その他団体等）

- ・暑い時期のため、けがや熱中症に十分気をつけ無理のない作業を心がけましょう。
- ・ホテルなどの水辺の生物の生息地では、6月から7月末頃までの期間に水辺の草を刈り取ると、生物の生息に影響を及ぼす場合があります。清掃場所に注意をしましょう。
- ・実践本部では傷害保険と損害賠償保険に加入しますが、保険の範囲で対応するもので治療費等を全額補償するものではありません。（「2 実施日・実施の有無・時間」であらかじめ決められた以外の日に実施される場合の当保険適用については、実践本部事務局にご相談ください。また地域清掃（美化活動）については、当保険は適用されません）
- ・十分な補償とするため、各参加団体においても、できるだけ参加者に対する保険を加入していただくようお願いします。
- ・平成27年度まで、大津市総合評価方式入札において、市民清掃への運搬車両提供等協力について、加点項目として採用された場合に、実践本部事務局が協力証明書を発行していましたが、今年度も証明の発行は行いません。
- ・平成27年度、滋賀県建設工事入札において、入札参加資格調査に関連し、市民清掃において、地域で集めた市民清掃のごみを運搬する車両を無償で提供いただいた場合は、実践本部事務局が、地域貢献活動実施報告書に証明を行っていましたが、今年度も証明を行いません。なお、事業所として従業員の方が清掃活動に参加される場合の扱いについては、事前に実践本部事務局に御相談ください。

§この実施要綱は、琵琶湖を美しくする運動実践本部のホームページ（現在作成中）でも見るができます。

○ 雨天時等の対応



資料-5

※単位自治会や事業所の様式は、これに準じたものになります。

琵琶湖市民清掃実績報告書

学区(全 枚中 枚目)

<参加者> (学区全体についてご記入ください)

| | 人数 | 備考 |
|---------|----|----|
| 計 | | |
| うち高校生以下 | | |

高校生以下の人数は、わかる範囲で結構です。

<ごみ収集量> (集積所ごとにご記入ください。足りない場合は用紙をコピーしてご記入ください)

| 集積所 No. | 燃やせるごみ (袋) | 燃やせないごみ (袋) | 土砂 (袋) | 結束した草・木の枝や竹 (束) ※注 | 備考 |
|---------|------------|-------------|--------|--------------------|----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

※注: 加工木や廃材は、収集できません。(不法投棄物連絡票「実施要綱 別紙-3」をご利用ください。) : 結束した草・木の枝や竹の収集は清掃日翌日以降から始められ1週間以上後になることもあります。

送信先 : 琵琶湖を美しくする運動実践本部事務局
FAX 526-5299 / 522-1097 (提出期限: 清掃当日13時まで)

琵琶湖市民清掃不法投棄物(リサイクル家電・適正処理困難物等)連絡票

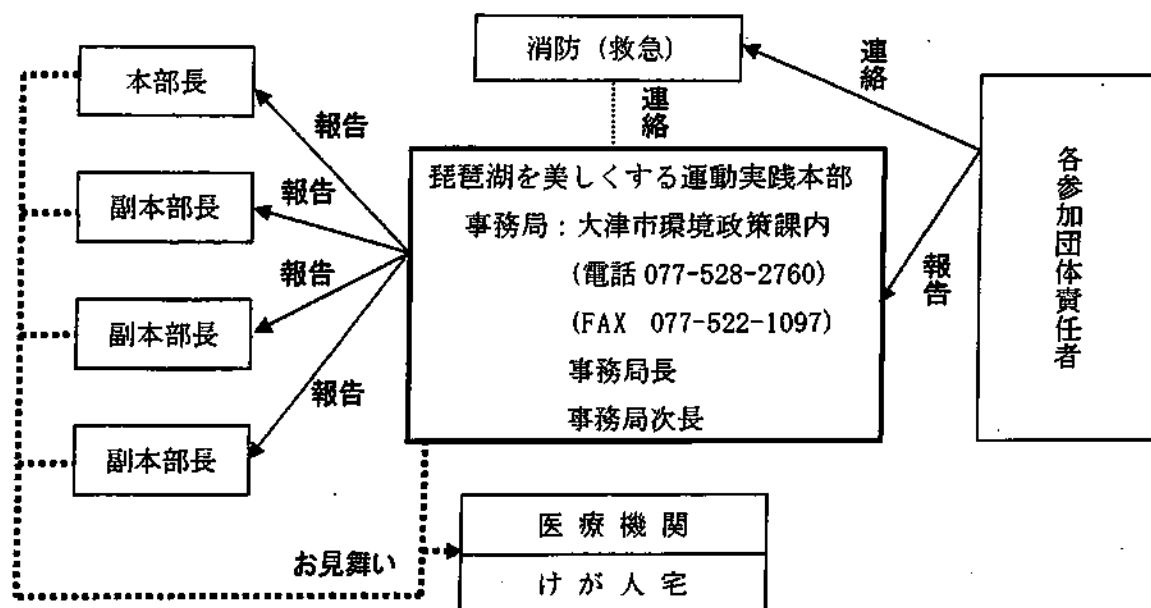
平成30年 月 日受付
受付者

| | | | |
|--|--|-------------------------------|--|
| 報告者氏名 (わかれば 報告者の所属も 記載してください) | | 連絡先 (日中に 連絡のつく 電話番号) | |
| 不法投棄物の 種類・数量等 | | | |
| 場所 (地図を添付するなど、 なるべく詳しく) | | | |
| その他 | | | |

- ・本連絡票は、市民清掃実施当日に見つけた不法投棄物を報告する場合に使用してください。
- ・見つけた不法投棄物は、絶対に見つけた場所から移動させないでください。
- ・不法投棄物の回収は、連絡後1週間以上後になることもあります。

送信先 : 琵琶湖を美しくする運動実践本部事務局
FAX 526-5299/522-1097 (提出期限:清掃当日13時まで)

けが等発生時の連絡体制及び対応



①各参加団体より、琵琶湖を美しくする運動実践本部へ事故発生を連絡。



②けが人の容体、住所、氏名、医療機関名、事故発生時の状況などの把握。



③骨折などの重傷あるいは入院の場合は直ちに本部長または副本部長に連絡。

重傷・重症の方は、本部長（または副本部長）と事務局長（または事務局員）が、お見舞いに
向うとともに、保険会社に対応を依頼。

軽症の場合、事故連絡当日分をまとめて本部長に報告するとともに、保険会社に対応を依頼。

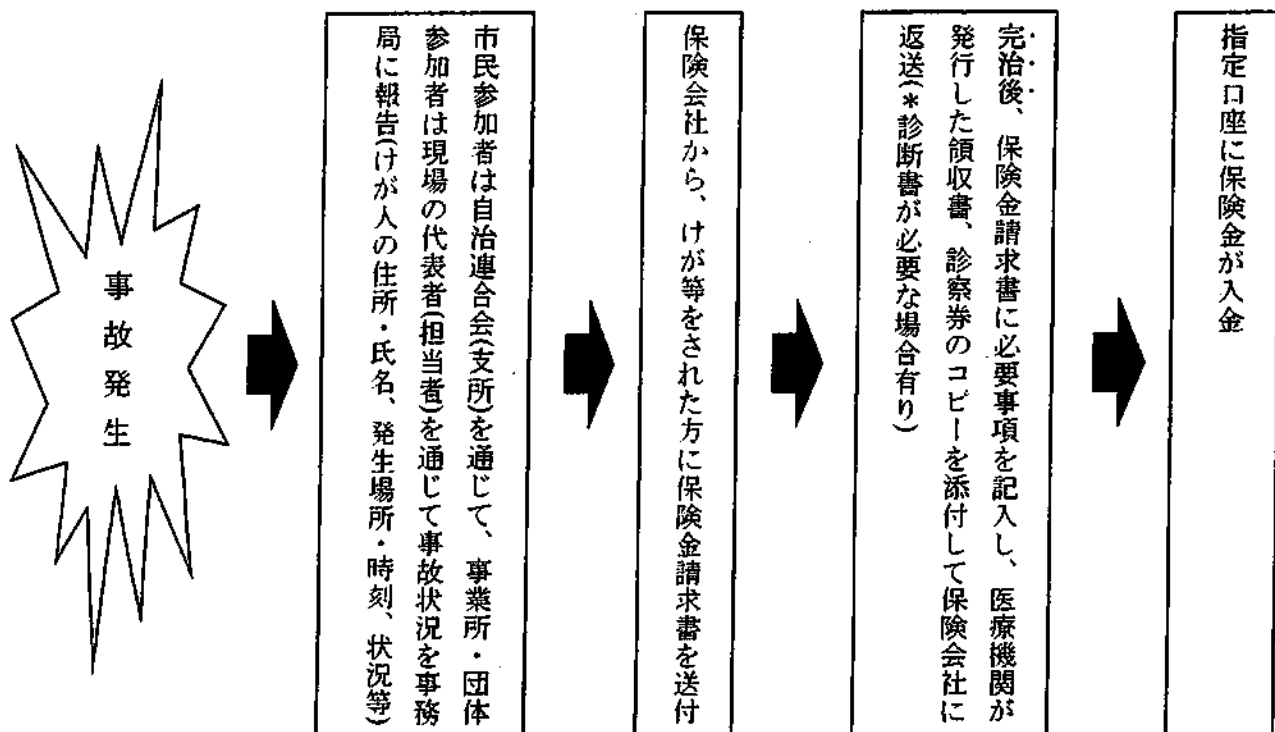


④事故の内容により必要がある場合は臨時役員会を召集し、以後の対応を協議する。

琵琶湖市民清掃時の実践本部が加入している保険の内容

| 保険の種類 | 傷害保険（手作業対象） | 賠償責任保険 |
|-------|---|--|
| 保険の内容 | 死亡・後遺障害 8,000,000円 入院日額 3,000円 通院日額 2,000円 | 賠償責任発生事故に対して 一事故 限度額 1億円 （対人・対物共通） |

けがの場合の保険請求の流れ



(報告日) 平成 年 月 日

第53回 琵琶湖市民清掃に係る事故状況報告書

報告者 _____

電話番号 _____

| | | | | | |
|---|---------------------|--|--|------|--|
| 日時 | 平成 年 月 日 時 分 頃 | | | | |
| 場所 | 大津市 地先 | | | | |
| 当事者 | 氏名 | | | 電話番号 | |
| | 住所 | | | | |
| | (けがの方のみ) 事故当日の年代 | 10歳未満 ・ 10歳代 ・ 20歳代 ・ 30歳代 ・ 40歳代 50歳代 ・ 60歳代 ・ 70歳代 ・ 80歳以上 ・ 不明 | | | |
| <input type="checkbox"/> 事故状況 (できるだけ具体的に) | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 今後の治療見込み、特記事項等 | | | | | |
| (けがの方のみ) 受診医療機関名 | | | | | |

* 報告先：琵琶湖を美しくする実践本部事務局
FAX (077) 522-1097
電話 (077) 528-2760 (大津市環境政策課内)
【実践本部事務局(直通)】
電話・FAX兼用 (077) 526-5299

第 5 2 回琵琶湖市民清掃実施結果

- (1) 基本実施日 平成 2 9 年 6 月 1 8 日 (日) [天気：曇り]
 6 月 2 5 日 (日) [天気：曇り のち 雨]
 7 月 2 日 (日) [天気：晴れ のち 雨]

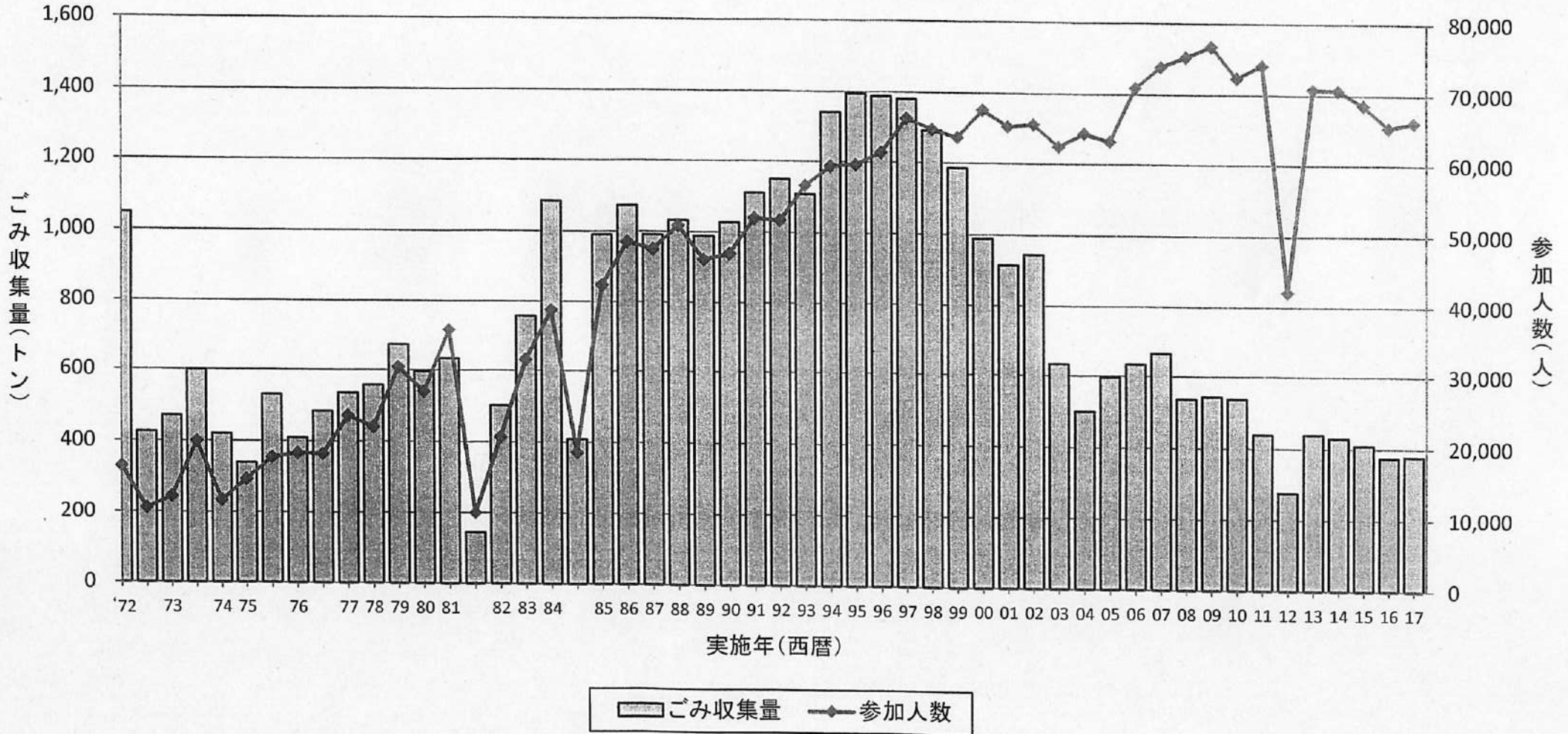
- (2) 場 所 琵琶湖、湖岸、河川、道路、公園などの公共的な場所

(3) 実施結果

| | 第 5 2 回 | 第 5 1 回 |
|-------|--|--|
| 実 施 日 | 基本実施日のほか、一部企業、団体は、 6 月 1 7 日～8 月 9 日の間に実施 | 基本実施日のほか、一部企業、団体は、 6 月 1 2 日～8 月 9 日の間に実施 |
| 参加人員 | 6 6 , 0 8 9 人 (内訳) (大津市自治連合会、 大津市地域女性団体連合会等 6 3 , 5 0 7 人 大津市水産振興対策協議会 大津青年会議所、企業等 2 , 5 8 2 人) | 6 5 , 3 5 0 人 (内訳) (大津市自治連合会、 大津市地域女性団体連合会等 6 2 , 8 8 3 人 大津市水産振興対策協議会 大津青年会議所、企業等 2 , 4 6 7 人) |
| | 男女比率 男 5 1 . 1 % 女 4 8 . 9 % 全体に占める 小中高生の比率 7 . 6 % | 男女比率 男 5 1 . 2 % 女 4 8 . 8 % 全体に占める 小中高生の比率 8 . 0 % |
| ごみ収集量 | 3 7 9 トン | 3 7 5 トン |

琵琶湖市民清掃 ごみ収集量・参加人数の推移

資料-12



第52回琵琶湖市民清掃に係る けが人・事故等【12件】の状況

平成29年12月14日現在

| | けが等 または 物損の区分 | けが または 事故の あった 学区 | けがをされた方または 物損を受けた当事者 | | | けがまたは事故の状況 | | | その後の経過等 |
|---|---------------------|-------------------------------|-------------------------|-------|-----|-------------------|-------|--|----------|
| | | | 性別 | 住所 | 年齢 | 発生日時 | 発生場所 | けがまたは事故の内容と当初の対応 | |
| 1 | けが | 瀬田東 | 男 | 月輪三丁目 | 44歳 | 6月18日 午前8時15分頃 | 月輪三丁目 | 鎌で草刈り中、左手第2指(人差し指)の第1関節から第2関節にかけて切創。 | 保険金支払済み。 |
| 2 | けが | 坂本 | 男 | 坂本八丁目 | 75歳 | 6月25日 午前8時15分頃 | 坂本八丁目 | 草刈機を用いて川の壁面を草刈り中、5m下の川へ転落。頭部切創、頸骨損傷の疑いで入院。 | 保険金支払済み。 |
| 3 | けが | 平野 | 女 | 竜が丘 | 40歳 | 6月25日 午前8時15分頃 | 竜が丘 | 公園の草刈り中、蜂に左頬を刺傷。 | 保険金支払済み。 |
| 4 | けが | 田上 | 女 | 里六丁目 | 53歳 | 6月25日 午前8時30分頃 | 里六丁目 | 鎌で草刈り中、左手親指第1関節より上を切創、3針縫合。 | 保険金支払済み。 |
| 5 | けが | 山中 比叡平 | 男 | 山中町 | 86歳 | 6月25日 午前8時45分頃 | 山中町 | 会館前清掃中、段差につまずき仰向けに転倒、後頭部打撲。 | 保険金支払済み。 |

第52回琵琶湖市民清掃に係る けが人・事故等[12件]の状況

平成29年12月14日現在

| | けが等 または 物損の区分 | けが または 事故の あった 学区 | けがをされた方または 物損を受けた当事者 | | | けが または 事故 の 状 況 | | | その後の経過等 |
|----|---------------------|-------------------------------|-------------------------|---------|-----|-------------------|---------|---|--|
| | | | 性別 | 住 所 | 年齢 | 発生日時 | 発生場所 | けがまたは事故の内容と当初の対応 | |
| 6 | けが | 石山 | 女 | 大平一丁目 | 69歳 | 7月2日 午前8時20分頃 | 大平一丁目 | テニスコート周辺の草刈り中、軍手の上から蜂に右手の小指と薬指の間を刺傷。 | 保険金支払済み。 |
| 7 | けが | 石山 | 女 | 大平一丁目 | 69歳 | 7月2日 午前8時20分頃 | 大平一丁目 | テニスコート周辺の草刈り中、蜂に左肩を刺傷。 | 保険金支払済み。 |
| 8 | けが | 大石 | 女 | 大石富川三丁目 | 84歳 | 7月2日 午前9時頃 | 大石富川三丁目 | 草刈機を使用して清掃中、隣接者の草刈機の刃に接触、左足首付近側面を切創、5針縫合。 | 保険金支払済み。 |
| 9 | けが | 石山 | 男 | 大平二丁目 | 51歳 | 7月2日 午前9時頃 | 大平二丁目 | 草刈り中、蜂に左手の甲を刺傷。 | 保険金支払済み。 |
| 10 | けが | 小野 | 男 | 水明一丁目 | 66歳 | 7月2日 午前9時30分頃 | 水明一丁目 | 草刈り中、蜂に唇、腕、肩を刺傷。 | 保険金支払済み。 |
| 11 | | 長等 | 男 | 桜野町二丁目 | 80歳 | 6月18日 午前7時50分頃 | 桜野町二丁目 | 貧血 | 保険会社に確認。傷害ではないため保険適用対象外。 |
| 12 | | 田上 | 女 | 里七丁目 | 67歳 | 6月25日 午前9時45分頃 | 里七丁目 | 持病・神経障害性疼痛の悪化 | 自宅療養のみ。 今後受診の予定もなし。 通院実績がないため、保険適用対象外。 |

| | 団体等の名称 | | 団体等の名称 |
|----|--------------|-----|-----------------------------------|
| | 大津市自治連合会 | 58 | 一般社団法人大津青年会議所 |
| 1 | 小松学区自治連合会 | 59 | レーク大津農業協同組合 |
| 2 | 木戸学区自治連合会 | 60 | 大津市老人クラブ連合会 |
| 3 | 和邇学区自治連合会 | 61 | 大津市子ども会育成連合会 |
| 4 | 小野学区自治連合会 | 62 | 大津市青少年育成市民会議 |
| 5 | 葛川学区自治連合会 | 63 | 公益社団法人びわ湖大津観光協会 |
| 6 | 伊香立学区自治連合会 | 64 | 一般社団法人大津市商店街連盟 |
| 7 | 真野学区自治連合会 | 65 | 大津商工会議所 |
| 8 | 真野北学区自治連合会 | 66 | 滋賀県中小企業団体中央会 |
| 9 | 堅田学区自治連合会 | 67 | 一般社団法人滋賀県建設業協会大津支部 |
| 10 | 仰木学区自治連合会 | 68 | 大津市民生委員児童委員協議会連合会 |
| 11 | 仰木の里学区自治連合会 | 69 | 社会福祉法人大津市社会福祉協議会 |
| 12 | 雄琴学区自治連合会 | 70 | 大津市公設地方卸売市場協会 |
| 13 | 坂本学区自治連合会 | 71 | 大津ライオンズクラブ |
| 14 | 日吉台学区自治連合会 | 72 | 日本ボーイスカウト滋賀連盟大津地区連絡協議会 |
| 15 | 下阪本学区自治連合会 | 73 | 東レ株式会社 滋賀事業場 |
| 16 | 唐崎学区自治連合会 | 74 | 東レエンジニアリング株式会社 滋賀事業場 |
| 17 | 滋賀学区自治連合会 | 75 | 日本黒鉛工業株式会社 石山工場 |
| 18 | 山中比叡平学区自治連合会 | 76 | 日本黒鉛工業株式会社 瀬田工場 |
| 19 | 藤尾学区自治連合会 | 77 | 株式会社島津製作所 瀬田事業所 |
| 20 | 長等学区自治連合会 | 78 | 日本電気硝子株式会社 大津事業場 |
| 21 | 逢坂学区自治連合会 | 79 | 日伸工業株式会社 |
| 22 | 中央学区自治連合会 | 80 | 日本酪農協同株式会社 滋賀工場 |
| 23 | 平野学区自治連合会 | 81 | 日本精工株式会社 大津工場 |
| 24 | 膳所学区自治連合会 | 82 | ルネサス セミコンダクタ マニファクチュアリング株式会社 滋賀工場 |
| 25 | 富士見学区自治連合会 | 83 | 大津板紙株式会社 |
| 26 | 晴嵐学区自治連合会 | 84 | 株式会社カネカ 滋賀工場 |
| 27 | 石山学区自治連合会 | 85 | 陸上自衛隊 大津駐屯地 |
| 28 | 南郷学区自治連合会 | 86 | 滋賀労働局 |
| 29 | 大石学区自治連合会 | 87 | 滋賀県大津土木事務所 |
| 30 | 田上学区自治連合会 | 88 | 大津北警察署 |
| 31 | 上田上学区自治連合会 | 89 | 株式会社富士通エフサス 滋賀支店 |
| 32 | 青山学区自治連合会 | 90 | 「小さな親切」運動 滋賀県本部 |
| 33 | 瀬田学区自治連合会 | 91 | びわ湖大津プリンスホテル |
| 34 | 瀬田北学区自治連合会 | 92 | 富士通株式会社 滋賀支店 |
| 35 | 瀬田南学区自治連合会 | 93 | 株式会社滋賀富士通ソフトウェア |
| 36 | 瀬田東学区自治連合会 | 94 | 総合警備保障株式会社 滋賀支社 |
| | 大津市地域女性団体連合会 | 95 | 滋賀特機株式会社 |
| 37 | 小松学区女性会 | 96 | 大津市水道瓦斯工事店協同組合 |
| 38 | 木戸学区女性会 | 97 | 大和ハウス工業株式会社 滋賀支部 青年部会 |
| 39 | 和邇学区女性会 | 98 | ゼオンポリミクス株式会社 |
| 40 | 小野学区女性会 | 99 | 新生化学工業株式会社 |
| 41 | 伊香立女性会 | 100 | 寿木材工業株式会社 |
| 42 | 坂本学区地域女性会 | 101 | 宮川印刷株式会社 |
| 43 | 長等女性の会 | 102 | 京都信用金庫 滋賀支店 |
| 44 | 膳所婦人会 | 103 | 大津北商工会 女性部 |
| 45 | 上田上女性会 | 104 | 株式会社ヒトミ 大津営業所 |
| 46 | 瀬田学区地域女性会 | 105 | 大鉄工業株式会社 滋賀営業所 |
| 47 | 瀬田東学区地域女性の会 | 106 | 日本モーターボート選手会 滋賀支部 |
| 48 | 瀬田北女性会 | 107 | 北雄琴自治会 |
| 49 | 青山女性会 | 108 | ローム滋賀株式会社 |
| | 大津市水産振興対策協議会 | 109 | 株式会社エルアイシー |
| 50 | 葛川漁業協同組合 | 110 | 西日本高速道路関西支社 新名神大津事務所 |
| 51 | 堅田漁業協同組合 | 111 | 株式会社かんぼ生命保険 大津支店 |
| 52 | 大津漁業協同組合 | 112 | 大津市 |
| 53 | 湖南漁業協同組合 | | |
| 54 | 瀬田町漁業協同組合 | | |
| 55 | 勢多川漁業協同組合 | | |
| 56 | 大戸川漁業協同組合 | | |
| 57 | 志賀町漁業協同組合 | | |

回覧（自治会等用）

「琵琶湖を美しくする運動実践本部」からのお知らせ

第53回琵琶湖市民清掃を実施します

みんなで琵琶湖をきれいにしませんか？

【①実施日】 ご注意！学区ごとに実施日が決まっています

| 実施日 | 平成30年6月17日(日) | 平成30年7月1日(日) | 平成30年7月8日(日) |
|-----|--|---------------------------------|--|
| 学区 | 小松、木戸、唐崎、滋賀、藤尾、長等、逢坂、中央、瀬田、瀬田北、瀬田南、瀬田東 | 小野、葛川、伊香立、真野、真野北、堅田、晴嵐、石山、南郷、大石 | 和邇、仰木、仰木の里、雄琴、坂本、日吉台、下阪本、山中比叡平、平野、膳所、富士見、田上、上田上、青山 |

★気象警報発表の場合は完全中止、平成30年7月15日(日)に延期★

【②実施の判断・③清掃時刻・④ごみ集積所】

②実施の判断

実施の有無は、下記の方法でお知らせいたします。

びわ湖放送字幕（当日午前6時～6時5分の間に5回表示）

実践本部のホームページ 「琵琶湖市民清掃」でネット検索（当日午前6時以降）



③清掃時刻（清掃開始とごみ出し終了時刻）

所属の自治会等におたずねください。

④ごみ集積所

所属の自治会等におたずねください。

【⑤清掃場所】

⑤清掃場所 湖岸、河川、道路、公園など公共的な場所

具体的な清掃場所は、学区自治連合会、自治会ごとに決定されます。

所属の自治会等におたずねください。

裏面に「注意事項」と「ごみ等の出し方」を記載しています

琵琶湖市民清掃の注意事項

～市民清掃は、出来る範囲で、無理のないように～

熱中症やケガに注意！



草刈り機などによるケガ



長時間作業による熱中症



ハチなどの虫刺され

急斜面でバランスをくずして大けがのケースも！

ごみ等は袋に入れて、種類ごとに集積を！

①下記の3種類に分別して、必ず袋に入れてください。

②ごみ集積所には、ごみの種類ごとに集めて出してください。

注意！これら以外のごみ、袋に入っていないごみは回収されません

翌日の家庭ごみ回収のためにもご協力ください。

■散在性の燃やせるごみ

※透明ごみ袋に入れる

- ・紙くず
- ・草、木の枝や竹
(太さ5cm、長さ40cmまで)
- ・ペットボトル



■散在性の燃やせないごみ

※透明ごみ袋に入れる

- ・かん
- ・びん
- ・ガラス、陶器類
(割れたものは紙に包んで)



■土 砂

※土のう袋に入れる

- ・地域で処理が
できない、
やむをえない
もののみ。



※木や竹で、40cm以下に切れないものは、枝をはらい、
荒縄で束ねたものに限り、市民清掃実施日の翌日以降に回収されます。
(1週間以上後になることもありますのでご了承ください。)

注意！ビニール紐で束ねているものは回収できません。(堆肥化処理できないため。)

回収できません！

~~廃材~~ ~~材木~~

※リサイクル家電(テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機)やパソコンとタイヤ、消火器、
バッテリーなどの適正処理困難物は回収できません。
見つけたときは、移動させずに、大津市不法投棄対策課(528-2910)にご相談ください。(回収
はしてもらえません。)

お問い合わせ 『琵琶湖を美しくする運動実践本部』事務局

電話 526-5299 (平日:9時~17時)

平成30年度役員選任(案)

(No.1)

敬称略

(旧年度役員氏名は、平成30年4月26日時点)

| 役職名 | 平成30年度 | | 平成29年度 | |
|--------------|----------------------------|---------|----------------------------|---------|
| | 所属 | 氏名 | 所属 | 氏名 |
| 本部長 | 大津市自治連合会 | 谷 正 男 | 大津市自治連合会 | 谷 正 男 |
| 副本部長 | 大津市水産振興 対策協議会 | 佐 野 高 典 | 大津市水産振興 対策協議会 | 佐 野 高 典 |
| " | 大津市地域女性 団体連合会 | 上 村 照 代 | 大津市地域女性 団体連合会 | 木 村 恭 子 |
| " | 一般社団法人 大津青年会議所 | 北 村 潤 | 一般社団法人 大津青年会議所 | 河 本 善 秀 |
| 会 計 | 一般社団法人 滋賀県建設業協会 大津支部 | 内 田 美千男 | 一般社団法人 滋賀県建設業協会 大津支部 | 内 田 美千男 |
| 事務局長 | 一般社団法人 大津青年会議所 | 今 井 未 来 | 一般社団法人 大津青年会議所 | 春 山 政 輝 |
| 事務局次長 | 一般社団法人 大津青年会議所 | 中 山 恵 介 | 一般社団法人 大津青年会議所 | 潮 崎 友 典 |
| 幹 事 (若干名) | 大津市自治連合会 | 内 田 一 豊 | 大津市自治連合会 | 目 片 允 章 |
| | 大津市自治連合会 | 宮 崎 和 夫 | 大津市自治連合会 | 宮 崎 和 夫 |
| | 大津市自治連合会 | 木 村 重 次 | 大津市自治連合会 | 木 村 重 次 |
| | 大津市自治連合会 | 野々口 義 信 | 大津市自治連合会 | 高 山 久 七 |
| | 大津市自治連合会 | 大 澤 光 雄 | 大津市自治連合会 | 藤 本 英 雄 |

| 役 職 名 | 平成30年度 | | 平成29年度 | |
|--------------|----------------------|-----------|----------------------|-----------|
| | 所属 | 氏名 | 所属 | 氏名 |
| 幹 事 (若干名) | 大津市地域女性 団 体 連 合 会 | 音 野 潤 子 | 大津市地域女性 団 体 連 合 会 | 後 藤 佳 子 |
| | 大津市地域女性 団 体 連 合 会 | 後 藤 佳 子 | 大津市地域女性 団 体 連 合 会 | 上 村 照 代 |
| | 大津市地域女性 団 体 連 合 会 | 濱 奥 真 弓 | 大津市地域女性 団 体 連 合 会 | 坪 井 由 美 子 |
| | 大津市地域女性 団 体 連 合 会 | 坪 井 由 美 子 | 大津市地域女性 団 体 連 合 会 | 田 村 真 弓 |
| | レーク大津農業 協 同 組 合 | 上 野 晋 吾 | レーク大津農業 協 同 組 合 | 上 野 晋 吾 |
| | 東レ株式会社 滋賀事業場 | 内 山 晃 | 東レ株式会社 滋賀事業場 | 内 山 晃 |
| | 大津商工会議所 | 山 田 崇 | 大津商工会議所 | 山 田 崇 |
| | 陸上自衛隊 大津駐屯地 | 福 本 英 次 | 陸上自衛隊 大津駐屯地 | 福 本 英 次 |
| | 大津市市民部 | 井 上 佳 子 | 大津市市民部 | 井 上 佳 子 |
| 大津市環境部 | 木 村 一 富 | 大津市環境部 | 木 村 一 富 | |
| 会 計 監 事 | 大津市自治連合会 | 中 西 克 己 | 大津市自治連合会 | 西 村 克 己 |
| ” | 一般社団法人 大津青年会議所 | 津 田 寛 介 | 一般社団法人 大津青年会議所 | 眞 下 貴 之 |

※役員については、選出団体本職において人事異動等の理由により交代または不在となった場合、その後任者が役員の仕事を引き継ぐことができるものとします。